

生徒心得

☆ 求める生徒像

1. 真理を重んじ、学ぶことに意義を感じながら、努力する生徒。
1. 教養を高め、人間性を磨きながら、自ら進路を切り開く生徒。
1. 地域や世界に対する理解を深め、社会貢献への志をもつ生徒。

1 校規校律

1. 生徒は学校で定めた学則、規則、規律を遵守し、不断の研鑽を積み、校風の刷新向上に努めなければならない。

2 学習

1. 生徒は常に自発的態度をもって計画的に学習し、その進歩向上に努力しなければならない。
2. 成績評価を通して深い反省を加え、個性の発展に努めること。
3. 成績偏重にとらわれて不正行為をしてはならない。

3 登校後の外出について

1. 登校後放課まで校外に出ることを禁ずる。ただしやむをえず校外に出る必要があるときは学級担任の許可をえること。

4 礼儀風紀

1. 誰に対しても、礼を失することのないよう留意すること。
2. 授業その他教室における終始には、号令をかけてあいさつをすること。
3. 他者に迷惑をかけるような言動を慎むこと。
4. 貴重品、多額の金銭等を持参して登校しないこと。やむをえず持参した場合は、ロッカーに保管し施錠すること。
5. 金銭物品を紛失、又は拾得した時はただちに学級担任又は生徒指導部教師に届けること。
6. 校舎校具を破損した時は、ただちに学級担任に届け出てその処置について指示をうけること。
7. 生徒として適当でない店へ出入りしてはならない。
8. 交通道德を重んじ、特に公共交通機関を利用する場合には、生徒として不謹慎な行動があってはならない。
9. 夜間の外出は、特に用事のない場合は午後 10 時までとする。
10. 飲酒、喫煙は禁止する。
11. 自転車、バイク等は所定の場所に置き施錠すること。
12. いかなる場合でも暴力行為をしてはならない。

5 服装容姿

1. 本校生徒は制服を着用し、清潔感を持って、きちんと着こなすこと。
2. 上衣の左襟にはバッジをつけること。
3. 通学用の履物はすべて靴ばきとし、校内の上履きは学校指定の運動靴とすること。
4. 頭髪は、常に清潔にし、脱色・染色・パーマメント等は禁止する。また化粧も禁止する。
(リップクリームは無色透明のもののみ)
5. 病気その他の理由で制服着用のできない場合は、クラス担任に申し出て許可をうけること。
6. 夏期(6月1日～9月30日)は別に定める規程により夏季略装を認める。

6 清掃・保護衛生

1. 生徒は常に校舎内外の清潔、整備に努めなければならない。
2. 清掃は所定の分担区域に従って実施する。
3. 生徒は各自の保健の向上に努力するとともに公衆衛生については特に留意すること。
4. 校内において、身体の異常をきたした時は保健室に出向き指示をうけること。
5. 予防接種、その他の予防法には積極的に協力すること。
6. 本人又は同居者中に、感染症の発生した時はすみやかに学校に通知すること。

7 掲示、集会、出版、集金

1. 諸掲示又は、校内放送には常に充分注意すること。
2. 次の場合はあらかじめ生徒指導部の許可を得なければならない。
 - (1) 生徒が諸掲示をする場合
 - (2) 生徒が新たに会を組織し、又は集会をする場合
 - (3) 生徒が印刷物の刊行、又は頒布する場合
 - (4) 生徒が特別の目的のため集金をする場合
 - (5) 生徒が学校の名をもって直接対外交渉をする場合
3. 選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに本校生徒としての自覚を持って行うこと。校内における選挙活動は禁止とする。

8 欠席、欠課、遅刻、早退、忌引

1. 病気もしくは事故により、欠席、欠課したときは、登校の際すみやかに学級担任に届け出ること。
2. 予知できる欠席、欠課、遅刻、早退についてはあらかじめ学級担任に届け出ること。
3. 遅刻した時はすみやかに学級担任に口頭で届け出ること。
4. 登校後欠課しようとする時は、学級担任の許可を得ること。
5. 次の事由により欠席した時は、忌引として欠席日数に算入しない。ただしその死亡者と生徒の親族関係を明記して学級担任に届け出ること。

	死亡した者	日数
血	一親等の直系尊属 (父母・養父母)	7日
	二親等の直系尊属 (祖父母)	3日
族	二親等の傍系者 (兄弟姉妹)	3日
	三親等の直系尊属 (曾祖父母)	1日
	三親等の傍系尊属 (叔父叔母)	1日

9 休学、転学、退学

1. 生徒が病気等で引き続き1ヶ月以上修学できないため、休学しようとする時は、医師の診断書を添え保護者連署の上、学級担任に願い出なければならない。ただし休学期間は1ヶ年以内とする。
2. 生徒が退学又は、転学しようとする時はその事由を記し保護者連署の上、学級担任に届け出なければならない。

服装規程

服装について

本校では服装について次のように規定してある。入学に当たって準備の都合のために全文を掲げる。

服装

1. 本校生徒は制服を着用し、清潔感を持って、きちんと着こなすこと。
2. 服装は服装規程による制服を着用すること。
3. 男子は学生服の左襟に校章バッジをつける。ボタンは校章入りのものとする。
女子はジャケットの左襟に校章バッジをつけ指定のリボンを着用する。スラックスを着用する場合は、指定のネクタイでもよい。
4. 夏期（6月1日～9月30日）は別に定める規程により、夏季略装とする。
5. 通学用の履物はすべて靴ばきとし、校内の上履きは学校指定の運動靴とする。
6. 病気その他の理由で制服着用のできない場合は、担任に報告して許可を受ける。
7. 登下校の際（長期休暇中も）は原則制服着用のこと。
8. 移動教室の際は必ず上着を着用すること。上着を脱ぐ場合はシャツ、ブラウスとする。
9. 授業中に上着を脱ぐ場合は、シャツもしくは単色の黒・紺・グレーのVネックセーター又はVネックベストを着用してもよい

服装規程

◇ 女子服装規程

1. 学校指定のジャケット、ジャンパースカート又はスカート・スラックスとする。
- 2.ブラウス
3. リボン・ネクタイは全学年指定のものとする。
4. ストッキングは肌色・茶色・黒色とする。
5. 夏期間の服装

(1)夏期間の上衣は白色のブラウスとし、ジャンパースカート又はスカート・スラックスを着用する。
(学校指定の校章入りブラウスを着用するか、校章バッジを左胸につけ、指定のリボンを着用しなくても良い。)

◇ 男子服装規程

1. 詰襟は黒色の普通型学生服（J I S規格のあるもの）とする。
2. スラックスは黒色のストレート型（ひざ部分より裾まで同じ幅のもの）とする。
3. 学生服の下には白のYシャツを着用すること。
4. 夏期間の上衣は白色のYシャツとする。
(校章バッジを左胸につける。)

アルバイトについて

1. アルバイトは奨励しない
2. 長期休業中にアルバイトをする場合は、次のことを厳守すること。
(1) 所定の届出用紙に必要事項を記入し、学級担任に提出し学校長の許可を受け許可証を受けること。
(2) 夏季休業中 14 日以内、冬季休業中 7 日以内、春季休業中 10 日以内
3. 次の場合は許可しない。
(1) 授業日、長期休業日以外の休日
(2) 学業成績に欠点科目のある者
(3) その他
 - ① 風俗営業的なもの、居酒屋などの酒類の提供を主とする飲食業。
 - ② 労働時間が 8 時間を超えるもの。午後 9 時以降に及ぶもの。
 - ③ 重労働及び危険な作業を伴うもの。バイクを使用する職種のもの。
 - ④ 宿泊を伴うもの
4. 手続き
 - (1) 保護者、学級担任と相談し、アルバイト許可願（保護者用と雇用者用）を作成し、生徒指導部に提出する。
 - (2) 通年のアルバイトを申請する場合、生徒、生徒保護者、担任、生徒指導部アルバイト担当の 4 者で面談を実施する。許可された場合のみ、通年のアルバイトをおこなうことができる。
 - (3) 労働条件等を確認の上受理し、学校長の許可を得たのち、許可証を発行する。

交通安全に関する内規

自他の生命を尊重し、交通の安全をはかるために、次のような校内規程を定める。

1. 自転車について
 - (1) 自転車使用の手続き及び厳守すべき事項
 - ① 通学のため自転車を使用する生徒は学級担任及び生徒指導部交通係（以下交通係）に届け出て、

係から所定のステッカーを受けとり自転車に貼付すること。

- ② 交通規則を遵守すること。
- ③ 通学用自転車は必ず安全点検を受けること。
- ④ 常に車輛の点検整備に心がけ、ライト・ハンドル・ブレーキ等の点検を怠らぬこと。
- ⑤ 校内においては、必ず各学年所定の自転車置き場に置くこと。
- ⑥ 自転車には錠をつけるとともに、使用しないときは必ず施錠すること。
- ⑦ 自転車保険に加入すること。
- ⑧ 冬期間の自転車通学は期間を決めて禁止する。(期間についてはその年によって学校で決める)

2. バイクについて

(1) 運転免許取得について

- ① 運転免許取得は原動機付自転車に限ることとする。
- ② 原動機付自転車の免許取得は1学年の夏季休業以降とする。

(2) 手続き

- ① 保護者、学級担任と相談のうえ、免許取得願を生徒指導部に提出。
- ② 免許取得後には免許取得届を提出。

(3) バイク使用の手続き及び厳守すべき事項

- ① 通学にバイクを使用する(家から最寄りの駅・バス停等までも含む)生徒は、学級担任及び交通係に申し出て、「バイク通学許可願」により、学校長の許可をうけ、所定のステッカーを、バイクに貼付すること。
- ② 在学中の使用バイクは通学時に限らず50ccとする。
- ③ バイク通学許可の範囲は4km以上を目安とする。なお、15kmを越える遠距離通学者は、公共の交通機関を使用することが望ましい。
- ④ バイク使用の際は、必ずヘルメット(フルフェイス型またはジェット型)を着用し、女子のスカートによる運転はなるべく避けること。
- ⑤ バイクの貸借は禁止する。
- ⑥ 冬期間のバイク通学は期間を決めて禁止する。(期間についてはその年によって学校で決める)
- ⑦ 学校主催の二輪車の講習は必ず受講すること。
- ⑧ 常に車輛の点検整備に心がけ、特にライト・ブレーキ・ハンドル等の点検を怠らぬこと。
- ⑨ バイクは必ず所定の場所に置き、ヘルメットは各自責任をもって管理すること。
- ⑩ バイク通学者は必ず任意保険(対人)に加入すること。
- ⑪ 交通違反を犯したり、事故を起こした場合はバイク通学を停止又は、取り消すことがある。

3. 自動車について

(1) 自動車の運転免許取得について

- ① 運転免許取得のための自動車学校入校は3学年の2月以降とする。ただし、特別な事情がある場合は、学級担任に相談すること。

(2) 自動車学校に入校する場合の手続きについて

- ① 「自動車学校入学許可願」に必要事項を記入作成し、学級担任の許可を得て、交通係に届け出ること。

(3) 厳守事項

- ① 免許取得後においても在学中の自動車の運転は禁止する。
- ② 免許取得後ただちにその旨学級担任に届け出ること。

4. 事故及び違反の報告について

- (1) 事故及び違反のあった場合は必ず、すみやかに学級担任または生徒指導部に報告すること。